会 議 録

1 会議名

令和3年度第5回大島区地域協議会

- 2 議題 (公開)
 - 1 協議
 - (1) 答 申
 - ・諮問第103号 上越市過疎地域持続的発展計画(案)について
 - (2) 諮問
 - ・諮問第104号 大島ゆきわり荘の廃止について
 - ・諮問第105号 大島農業実習交流センターの廃止について
 - 2 その他
 - (1) 第6回地域協議会の開催日について
- 3 開催日時

令和3年9月3日(金)午後2時から2時30分まで

4 開催場所

大島就業改善センター3階 大会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

- -
- 7 出席した者 (傍聴人を除く。)氏名 (敬称略)
 - · 委 員:飯田多津子、内山信、武江一義、武田昌午、中村朝彦、丸田新一、山岸久 雄、吉野健治
 - ・大島区総合事務所:小林所長、岩野次長、小林市民生活・福祉グループ兼教育・文 化グループ長、総務・地域振興グループ 髙橋班長、佐藤主任
 - ·農村振興課: 栗和田課長
 - ・浦川原区総合事務所:山本産業グループ長

8 発言の内容

【丸田会長】

- ・会議の開会を宣言
- 挨拶
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上 の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・本日の会議録の確認は委員番号2番の飯田多津子委員にお願いする。

【飯田(多)委員】

• 了承

【丸田会長】

・協議事項(1)答申 諮問第103号 上越市過疎地域持続的発展計画(案)について、事務局に説明を求める。

【岩野次長】

- ・前回の地域協議会で上越市過疎地域持続的発展計画(案)について諮問があり、所管課である自治・地域振興課から説明させていただいた。
- ・今回は、本計画(案)について、地域住民の生活への支障の有無、附帯意見について協議し、答申をいただきたい。

【丸田会長】

- ・本計画(案)について、地域住民の生活への支障の有無、附帯意見の有無について、 委員の皆さんの意見を伺いたい。
- ・まずは、地域住民の生活への支障の有無について、皆さんの意見を伺いたい。

【告野委員】

- ・附帯意見ということではないが、前回の地域協議会において、協議が進むものと思っていたがあっさり終わってしまい、発言の機会がなかったので、今回、意見させていただく。
- ・一つは子供会の件である。今後の過疎対策の中で、地域の子供をどのように育てていくかという視点は重要であると認識しているが、本計画(案)にはそれが言及されている箇所が少なかったように思われる。
- ・もう一つは移住・定住について、強調されていたと思うが、諸手を挙げて市外から の移住者を受け入れることはいかがなものかと思う。私の町内会では都市からの移

住者がいたが、全く居住の実績がなく、火災も発生した事例があった。ただ人口が増えればよいということではなく、その地域の住民と和合し、地域づくりに貢献できる人をどのように迎え入れるのかという視点が薄らいでいると思う。

【小林所長】

- ・子供の育成や移住・定住ともに視点としては、人口減少の部分が大きいかと思う。 移住・定住について、地域が受け入れる体制になっているのかという委員の意見の とおりのところもあるが、人口減少については、全国的にも大きな問題となってお り、解決の糸口すら見つからない現状である。来年度、第7次総合計画の策定に着 手する予定であるので、その中で市の担当課を通じて考えていきたい。本計画(案) についても、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保という項目もあり、 社会情勢を見ながら十分検証・検討しながら取り組んでいきたい。
- ・委員の発言は、貴重な意見として承る。

【丸田会長】

- ・他に質疑を求めるもなし。
- ・本計画(案)について、地域住民の生活への支障はなしとして答申してよいか。 (「はい」の声)
- ・本計画(案)について、地域住民の生活への支障はなしとして答申することとする。
- ・次に附帯意見の有無について、委員の皆さんの意見を伺いたい。
- ・質疑を求めるもなし。
- ・それでは、上越市過疎地域持続的発展計画(案)について、地域住民の生活への支 障はなし、附帯意見はなしとして答申してよいか。

(「はい」の声)

- ・上越市過疎地域持続的発展計画(案)について、地域住民の生活への支障はなし、 附帯意見はなしとして答申することとする。
- ・答申日はいつになるのか。

【岩野次長】

・本日の地域協議会で答申内容が決定されたため、本日付けになる。

【丸田会長】

・次に(2)諮問 諮問第104号 大島ゆきわり荘の廃止について及び諮問第10 5号 大島農業実習交流センターの廃止について、事務局に説明を求める。

【岩野次長】

・所管課である農村振興課から説明させていただく。

【栗和田課長】

- ・市では、令和3年度から令和12年度までを計画期間とした第4次公の施設適正配置計画を令和3年2月に策定した。この計画の策定にあたり、施設の利用者はもとより、地域の皆さんとも協議を重ねたうえで、市の方向性について、理解いただく中で、昨年度各区の地域協議会でも説明したところである。大島区については、昨年8月26日の第4回地域協議会において報告したところである。
- ・この計画により大島ゆきわり荘については、令和3年度で用途廃止するということで、地域協議会に諮問するものである。
- 資料No.1及び参考資料1、2-1、2-2に沿って説明。
- ・令和元年11月15日に大島ゆきわり荘の主な利用者である加工グループ15名に対し市の考え方を説明し、その後に加工グループから代表者を選出してもらい、代表者と協議を重ねてきた。
- ・協議の中で、代表者から加工で使用している糀造りの機能を、機能移転して残してほしいという要望があったので、大島就業改善センターの2階の実習室に糀造りの機器を移設できないか施設の担当課と協議し、移設が可能との結論に至ったことから、令和2年4月3日にその旨を加工グループに連絡し、糀造りの機能を移転することで大島ゆきわり荘の廃止について、理解をいただいた。同年4月9日に地元町内会長及び地区振興協議会長に加工グループとの協議経過について説明し、施設の廃止について理解をいただいた。
- ・ 糀造りの機器の移設については、この冬の作業の完了を待って令和4年度中に実施する予定。
- ・次に大島農業実習交流センターの廃止について、第4次公の施設適正配置計画により、令和3年度で用途廃止するということで、諮問するものである。
- ・資料No.2及び参考資料1、2-1、2-2、2-3に沿って説明。
- ・令和3年度で施設を廃止し、公益財団法人大島農業振興公社に貸付するという市の 考え方については、令和元年10月16日に公社の理事長及び職員に説明し、理解 をいただいた。併せて、今後の施設管理及び運営について協議したところ、地域協 議会でも説明したが、利用実態を見て令和3年度は行政目的の利用を休止し、市が

維持管理を委託するのではなく、公社の活動拠点として、自らの施設を利用してい くということで、合意したところである。

- ・用途廃止後も引き続き公社の活動拠点として、運営を継続していくということを確認した。令和元年12月5日に公社の理事会において、市の方向性や公社との協議の経過について説明し、大島農業実習交流センターの廃止について理解をいただいた。
- ・その翌年、公社の理事長が交代したため、新理事長に対し、これまでの経緯と内容 を説明し、理解いただいたところである。
- ・大島農業実習交流センターには、建物のほかに園芸用温室ハウスがあり、このハウスは花卉の栽培技術の確立と栽培特性や市場性等を経営全般に渡り実証研究し、市の複合営農の推進を図る目的で整備され、大島農業実習交流センターと同じく管理委託契約を締結し、運営にあたっている。
- ・このハウスについては、市と公社が協議を重ねてきている。平成27年度には、双 方合意のうえ、ハウス4棟のうち2棟を除却し、残る2棟については公社から活用 していくという申し出があったため、協議を重ねた結果、令和4年度で公社に無償 譲渡するということで合意に至ったところである。
- ・公社ではこれまで主に花苗の生産で園芸ハウスを利用しており、引き続きハウス2 棟を活用し、花卉を含めた園芸作物の振興に力を入れていくとともに大島区における持続可能な地域農業の実現に向けてしっかりと役割を果たしたいと聞いている。
- ・市としても公社の意向を踏まえて、今後、無償譲渡に必要な手続きを進めていく。
- ・このように公社を始め、関係者の皆さんと協議を重ねた中で、施設の用途廃止については、理解をいただいている。

【丸田会長】

・諮問事項について、質疑を求める。

【中村委員】

・大島ゆきわり荘はそのまま廃止で全く使用しないという形になると思うが、大島農 業実習交流センターはすべて公社に譲渡するということか。

【栗和田課長】

・大島農業実習交流センターについては、建物の一部は公社の事務所として使用して いる。公社との協議の中で、市は、貸付または譲渡という方向で話をしたところ、 譲渡は施設が大きいため、公社としてもすぐには受けられないという話があり、市としては、今年度中において施設の設置目的での利用をやめ、行政目的をもたない市の普通財産としてセンターを公社に貸付するということで話をし、理解をいただいている。貸付する範囲については、今後、公社と話を詰めていく。

・なお、温室ハウスについては、令和3年度をもって公社に無償譲渡する予定である。

【中村委員】

・貸付は無償か有償か。

【栗和田課長】

・大島農業振興公社については、公益財団法人であり、公的要素が強いので、農村振 興課としては、無償貸付の方向で考えており、その旨、公社とも話をしている。な お、無償か有償かについては、今後、関係部局と協議のうえ決定することとなる。

【丸田会長】

- ・他に質疑を求めるもなし。
- ・大島ゆきわり荘の廃止について及び大島農業実習交流センターの廃止については、 次回の地域協議会で答申する。

(農村振興課及び浦川原区総合事務所 退出)

- ・その他(1)第6回地域協議会の開催日について、今回の諮問に対する答申がある ため、9月29日(水)、時間は午後2時から開催としたいが、それでよいか。 (「はい」の声)
- ・他に発言を求めるもなし。
- それでは、以上をもって第5回地域協議会を閉会する。

9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ Tu:025-594-3101(内線61)

E-mail: oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。